

政令第二百八十八号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第十二項及び第六十二条の二、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七十二条第四項、第八十一条、第八十三条第四項及び第五項、第十四条第一項、第八十五条第三項、第一百三十一条第一項、第一百九条の三第一項、第一百八条の九、第一百八条の二十五の二第一項、第一百八条の三十一第三項並びに第一百三十二条、建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第八十六条の七第一項、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第四項、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十五条第一項第二号、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第五条第七号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条第二号中「第十九条の二第八項」を「第十九条の二第九項」に改める。

第十三条中「第二十一条第一号ニ」を「第二十三条第一号ニ」に改める。

第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を削り、第三十四条を第三十六条とし、第二十七条から第三十三条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十六条中「第三十四条」を「第三十六条」に改め、同条を第二十八条とし、第二十五条を第二十七条とし、第二十二條から第二十四条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十一条第五号中「（居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいう。）」を削り、同条を第二十三条とする。

第二十条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等に関する技術的基準）

第二十二條 法第六十二条の二の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 法第四十六条第十二項の施設等（以下この条において「居住者等利便増進施設」という。）の外観

及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする
こと。

二 地上に設ける居住者等利便増進施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置
を講ずることその他の公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条に
おいて同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

三 地下に設ける居住者等利便増進施設の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、
他の占用物件（都市公園法施行令第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造又は公衆の都
市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

四 居住者等利便増進施設のうち、第十七条第一号に掲げる自転車駐車場にあつてはその敷地面積が三
十平方メートル以内、同条第二号に掲げる観光案内所にあつてはその建築面積が五十平方メートル以
内、同条第三号に掲げる停留所の上家にあつてはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

五 居住者等利便増進施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イ 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずる

こと。

ロ 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等)

第十七条 法第四十六条第十二項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一 自転車駐車で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

二 観光案内所

三 路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上

家

四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第六号に掲げる仮設工作物

附則第二項中「第二十一条」を「第二十三条」に改める。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第二条 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第百条」を「第百条第二項」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第二十五条第一号中「又は第七号」を「第七号又は第十二号」に改め、同条第二号中「又は第十二号から第十四号まで」を「第十号又は第十七号から第十九号まで」に改め、同条第三号中「第七十三条第一項第十五号」を「第七十三条第一項第二十号」に、「又は施設建築物の一部等」を「施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地」に改める。

第二十八条第一項中「第十一号及び第十二号」を「第十六号及び第十七号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（個別利用区内の宅地等の価額の概算額）

第二十八条の二 法第七十三条第一項第九号に掲げる個別利用区内の宅地の価額の概算額は、当該個別利

用区内の宅地に係る同項第八号に掲げる指定宅地及びその使用収益権の価額の合計額と当該個別利用区内の宅地の整備に要する費用の額とを合計した額以上であり、かつ、基準日における近傍類似の土地の価額を参酌して定めた当該個別利用区内の宅地の価額の見込額を超えない範囲内において定めた当該個別利用区内の宅地の価額（以下この条において「宅地価額」という。）から、当該宅地価額に基準日における近傍類似の土地の使用収益権の価額がその土地の価額に占める割合を参酌して定めた個別利用区内の宅地の使用収益権の価額が当該宅地価額に占める割合（次項において「使用収益権の割合」という。）を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、当該合計した額が当該個別利用区内の宅地の価額の見込額を超えるときは、当該個別利用区内の宅地の使用収益権の概算額は、宅地価額とする。

2 法第七十三条第一項第九号に掲げる個別利用区内の宅地の使用収益権の価額の概算額は、宅地価額に使用収益権の割合を乗じて得た額とする。

第二十九条第一項中「第七十三条第一項第九号」を「第七十三条第一項第十四号」に、「前条第一項」を「第二十八条第一項」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三十一条第一号中「第十五号又は第十六号」を「第十二号、第二十号又は第二十一号」に改め、同条

第二号中「又は第十二号から第十四号まで」を「第十号又は第十七号から第十九号まで」に改める。

第三十二条第一号中「第十五号又は第十六号」を「第十二号、第二十号又は第二十一号」に改め、同条第二号中「又は第十二号から第十四号まで」を「第十号又は第十七号から第十九号まで」に改める。

第三十三条の表第九十四条第三項の項中「第十一号又は第十二号」を「第八号、第十六号又は第十七号」に、「その価額」を「それらの価額」に改め、同表第九十四条第六項の項中「第十一号又は第十二号」

を「第八号、第十六号又は第十七号」に、

同条第五項

同条第二項中「場合における和解の内容が第七章の合するときは」とあるの
に
お
い
て
は」と、同条第

同条第五項

同条第二項中「場合における和解の内容が第七章の合するときは」とあるのは「場合
に
お
い
て
は」と、同条第五項

に改め、同表

いて、そ
規定に適
は「場合

を

五項

第九十四条第八項

都市再開発法第八十五条第三項に
おいて準用する第九十四条第八項

第九十四条第八項の項及び第三百三十三条第一項及び第二項の項中「第十一号又は第十二号」を「第八号、第十六号又は第十七号」に改める。

第四十一条第一項中「、その共有持分若しくは」を「若しくはその共有持分、」に、「の価額、施設建築敷地の地代の額又は建築施設の部分の価額」を「若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額又は施設建築敷地の地代の額」に、「第二十九条又は第四十六条」を「から第二十九条まで」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第四十三条の三の見出しを「（施設建築敷地の道路部分の価額の概算額）」に改め、同条の次に次の三
条を加える。

（施設建築敷地を立体的に利用する必要がある第一種市街地再開発事業）

第四十三条の四 法第九十九条の三第一項の政令で定める第一種市街地再開発事業は、都市計画法第十一条第三項の規定により当該都市計画施設の区域について都市高速鉄道を整備する立体的な範囲が定められ

ている第一種市街地再開発事業とする。

（都市高速鉄道が存することとすることができる施設建築敷地の上の空間又は地下の範囲）

第四十三条の五 法第九十九条の三第一項の政令で定める範囲は、都市計画法第十一条第三項の規定により当該都市計画施設の区域について定められている都市高速鉄道を整備する立体的な範囲とする。

（施設建築敷地の都市高速鉄道部分の価額の概算額）

第四十三条の六 法第九十九条の三第二項前段に規定する場合には、第二十八条第一項中「控除した額」とあるのは、「控除した額（法第九十九条の三第三項に規定する施設建築敷地の都市高速鉄道部分にあつては、当該敷地価額から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の都市高速鉄道の所有を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権の価額がその地上権に係る土地の価額に占める割合を参酌して定めた当該施設建築敷地の都市高速鉄道部分に係る都市高速鉄道の所有を目的とする同項の地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（以下「都市高速鉄道の地上権割合」という。）を乗じて得た額及び当該敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額を控除した額）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第四十四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（施行地区内の権利者等の全ての同意を得た場合の特則に係るこの政令の適用についての読替え）」を付し、同条中「共有持分又は」を「共有持分、」に、「又は施設建築物に」を「若しくは施設建築物に」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定宅地の権利者以外の権利者等の全ての同意を得た場合の特則に係るこの政令の適用についての読替え等）

第四十四条の二 法第一百条の二第一項の場合においては、第二十五条第三号中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利」と、第二十八条第一項中「掲げる施設建築敷地」とあるのは「掲げる施設建築敷地に関する権利」と、「から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の建築物の所有を目的とする地上権の価額がその敷地の価額に占める割合を参酌して定めた施設建築物の所有を目的とする地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（以下「地上権の割合」という。）を乗じて得た額を控除した」とあるのは「に、当該施設建築敷地に関する権利を与えられることとなる者及び当該施設建築敷地に関する他の権利を与えられることとなる者の全ての同意を得て定めた当該施設建築敷地に関する権利の価額が当該敷地価額に占める割合

を乗じて得た」と、同条第三項中「施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築物に関する権利」と、「施設建築物」とあるのは「、当該施設建築物」と、「費用のうち当該施設建築物の一部の整備に要するもの」とあるのは「費用」と、「施設建築物の一部の価額」とあるのは「施設建築物の価額」と、「敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額に第二十六条の規定により定めた地上権の共有持分の割合を乗じて得た額を加えた」とあるのは「当該施設建築物に関する権利を与えられることとなる者及び当該施設建築物に関する他の権利を与えられることとなる者の全ての同意を得て定めた当該施設建築物に関する権利の価額が当該建築物価額に占める割合を乗じて得た」と、「施設建築物の一部の整備に要する費用」とあるのは「施設建築物の整備に要する費用」と、第四十一条の見出し中「施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と、同条第一項中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは」とあるのは「施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利又は」と、「価額又は施設建築敷地の地代の額」とあるのは「価額」と、「から第二十九条まで」とあるのは「及び第二十八条の二」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 法第一百十条の二第一項の場合及び法第九九条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 第四十三条の三

二 法第一百十条の二第一項の場合及び法第九九条の三第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 第四十三条の六

第四十五条の前に見出しとして「(施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則に係るこの政令の適用についての読替え等)」を付し、同条中「共有持分又は」を「共有持分、」に改め、「施設建築敷地」と」の下に「、第四十一条の見出し中「施設建築物の一部等」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第一項中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは」とあるのは「建築施設の部分又は」と、「価額又は施設建築敷地の地代の額」とあるのは「価額」と、「第二十八条から第二十九条まで」とあるのは「第二十八条の二及び第四十六条」と」を加える。

第四十六条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる場合においては、法第七十三条第一項第四号に掲げる建築施設の部分の価額の概算額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により定めた額から、それぞれ当該各号に定める額を

控除した額とする。

一 法第百十一条の場合及び法第百九条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 同条第三項に規定する施設建築敷地の道路部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び道路の地上権割合を乗じて得た額

二 法第百十一条の場合及び法第百九条の三第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 同条第三項に規定する施設建築敷地の都市高速鉄道部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び都市高速鉄道の地上権割合を乗じて得た額

第四十六条の三第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる場合においては、法第百十八条の七第一項第三号に掲げる建築施設の部分の価額の概算額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により定めた額から、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 法第百十八条の二十五第二項前段に規定する場合 同項において準用する法第百九条の二第三項に規定する施設建築敷地の道路部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び道路の地上権割合を乗

じて得た額

二 法第百十八条の二十五の二第二項前段に規定する場合 同項において準用する法第百九条の三第三項に規定する施設建築敷地の都市高速鉄道部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び都市高速鉄道の地上権割合を乗じて得た額

第四十六条の十二の次に次の二条を加える。

(施設建築敷地を立体的に利用する必要がある第二種市街地再開発事業)

第四十六条の十二の二 法第百十八条の二十五の二第一項の政令で定める第二種市街地再開発事業は、都市計画法第十一条第三項の規定により当該都市計画施設の区域について都市高速鉄道を整備する立体的な範囲が定められている第二種市街地再開発事業とする。

(都市高速鉄道が存することとすることができる施設建築敷地の上の空間又は地下の範囲)

第四十六条の十二の三 法第百十八条の二十五の二第一項の政令で定める範囲は、都市計画法第十一条第三項の規定により当該都市計画施設の区域について定められている都市高速鉄道を整備する立体的な範囲とする。

第四十六条の十三中「第一百八条の二十五の二第一項」を「第一百八条の二十五の三第一項」に改める。

第四十六条の十五の表第二条第十号、第四十四条、第五十二条第二項第七号、第七十三条第一項第二号、第四号、第六号、第九号、第十二号及び第十五号、第七十五条第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条第三項、第七十八条第一項、第八十五条第四項、第八十九条、第九十一条第一項、第一百三条第一項及び第二項、第一百四条第一項、第一百八条第二項、第一百十条第四項、第一百一十一条、第一百八条の十、第一百八条の二十一第一項及び第三項、第一百八条の二十五の二、第一百八条の二十八第二項の項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に、「第九号、第十二号及び第十五号」を「第十四号、第十七号及び第二十号」に、「第八十九条」を「第八十九条第一項」に、「第一百十条第四項」を「第一百十条第二項及び第五項、第一百十条の二第三項及び第六項、第一百十条の四第二項及び第三項」に、「第一百八条の二十五の二」を「第一百八条の二十五の三」に改め、同表第二条の二第三項第四号前段、第十四条第一項、同条第二項において準用する第七条の二第五項、第五十条の四第一項、同条第二項において準用する第七条の二第五項の項中欄中「借地の地積」を「借地の地積と」に改め、同項下欄中「借地についての特定仮換地の地積」と「借地についての特定仮換地の地積」とに改め、同表第二条の二第三項第四号前段、第十四条

第一項、第五十条の四第一項、第百十八条の六第二項の項中「第十四条第一項」の下に「、第三十三条」を加え、同表第七条の十七第二項、第三項、第六項及び第七項、第七条の十八第二項及び第三項、第二十条第一項、第二十二条、第三十三条、第三十七条第二項、第五十七条第四項第二号、第七十条第一項、第七十三条第一項第十二号、第七十六条第一項、第九十一条第一項の項中「、第三十三条」及び「、第七十条第一項第十二号、第七十六条第一項、第九十一条第一項」を削り、同表第十六条第一項の項の次に次のように加える。

<p>第三十三条、第百十八条の六第二項</p>	<p>宅地に</p>	<p>宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）に</p> <p>施行地区内の特定仮換地以外の借地及び施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の総地積</p>
<p>第三十三条、第百十八条の六第二項</p>	<p>借地の総地積</p>	<p>定仮換地の総地積</p>

<p>第三十三條、第一百十八條の六 第二項、同條第三項において 準用する第七條の二第五項</p>	<p>宅地の地積</p>	<p>宅地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積）</p>
	<p>借地の地積と</p>	<p>借地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地にあつては、当該借地についての特定仮換地の地積）と</p>

第四十六條の十五の表第三十九條第二項、第七十三條第一項第三号及び第十一号、第一百十八條の三第一項、第一百十八條の七第一項第三号、第一百十八條の十一第一項の項中「第十一号」を「第十六号」に改め、同表第四十四條の項中「第四十四條」を「第四十四條第一項」に改め、同表第五十條の三第二項ただし書の項中「若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）」を「（特定仮換

地である宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権」に改め、同表第七十条第一項、第七十一条第三項、第九十条第二項及び第三項の項中「、第七十一条第三項」を削り、「及び第三項」の下に「、第百八条第一項第二号」を加え、同項の次に次のように加える。

第七十条の二第一項	宅地に	宅地（特定仮換地である宅地を除く。）に
第七十一条第一項、第七十三条第一項第二号及び第十七号、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項、第八十九条第一項、第九十一条第一項、第百十条第二項、第百十条の四第二項	宅地（指定宅地を除く。）	宅地（指定宅地及び特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）

第四十六条の十五の表第七十一条第一項、第百八条の二第一項の項を削り、同表第七十一条第一項、

第七十七条第一項及び第五項、第八十七条第二項、第一百八条の二第一項の項中「第七十一条第一項」の下に「、第七十三条第一項第二号」を加え、「第一百八条の二第一項」を「第一百条第二項」に改め、「土地」の下に「（指定宅地を除く。）」を、「建築物（」の下に「指定宅地に存する建築物及び」を加え、同項の次に次のように加える。

第七十一条第三項、第七十三条第一項第十二号、第八十八条第五項	土地（指定宅地を除く。）に存する建築物	建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）
--------------------------------	---------------------	---

第四十六条の十五の表第七十三条第一項第二号、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第一百八条第一項第二号の項を次のように改める。

第七十二条第一項第三号	同号の宅地、借地権又は建築物	宅地（指定宅地及び特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特
-------------	----------------	--------------------------------

定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権又は施行地区内の建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）

第四十六条の十五の表第七十三条第一項第二号、第三号及び第十一号、第八十九条、第四百四条第一項、第四百八条第一項第二号、第四百八条の三第一項、第四百八条の七第一項第三号、第四百八条の十、第四百八条の十一第一項及び第二項、第四百八条の二十三第一項の項中「第七十三条第一項第二号、第三号及び第十一号、第八十九条、第四百四条第一項」を「第七十三条第一項第十六号」に、「若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）」を「（特定仮換地である宅地を除き、施行地区

内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)若しくはその借地権」に改め、同表第七十三条第一項第二号の項を削り、同表第七十三条第一項第三号及び第十一号、第一百八条の三第一項、第一百八条の七第一項第三号、第一百八条の十一第一項及び第二項の項中「第七十三条第一項第三号及び第十一号」を「第七十三条第一項第十六号」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十三条第一項第十七号、第九十一条第一項	これに存する建築物	建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）
-----------------------	-----------	---

第四十六条の十五の表第七十三条第一項第七号、第八十八条第五項、第一百八条第一項第二号の項及び第七十三条第一項第十二号、第九十一条第一項の項を削り、同表第七十三条第二項の項中欄中「場合」を「場合に」に改め、同項下欄中「含む。」を「含む。」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十六条第一項、第一百八条	施行地区内に	施行地区内の
----------------	--------	--------

<p>第一項第二号、第一百十条第二項、第一百十条の四第二項</p>		
-----------------------------------	--	--

第四十六条の十五の表第七十七条第一項、第一百一十一条の表第七十七条第一項の項中欄の項を削り、同表第七十八条第一項の項を次のように改める。

<p>第七十八条第一項、第八十九条第一項</p>	<p>施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき所有される建築物</p>	<p>権原に基づき所有される施行地区内の建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>
--------------------------	--	---

第四十六条の十五の表第八十九条、第一百四十四条第一項の項を削り、同表第九十条第二項の項の次に次のように加える。

<p>第一百四十四条第一項</p>	<p>宅地、使用収益権又は建築物</p>	<p>宅地（特定仮換地である宅地を除</p>
-------------------	----------------------	------------------------

第四十六条の十五の表第八十条第一項第二号の項を次のように改める。

き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその使用収益権又は施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）

第八十条第一項第二号

存する

存する施行地区内の

第四十六条の十五の表第八十条第一項第二号の項の次に次のように加える。

第八十条の二第一項

土地（指定宅地を除く。）

土地（指定宅地及び特定仮換地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）

第一百十条の二第六項

これに存する物件

第八十	施行地区	指定宅
三条第	内の土地	地又は
一項及	又は土地	これに
び第二	に定着す	定着す
項	る物件に	る物件
	関し権利	に関し
	を有する	権利を
	者及び参	有する

物件（指定宅地に存する物件及び施行地区内の特定仮換地からの移転物件等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転工作物等を含む。）

第八十三	施行地区内	指定宅地
条第一項	の土地（特	又はこれ
	定仮換地を	に定着す
	除き、施行	る物件に
	地区内の特	関し権利
	定仮換地に	を有する
	対応する従	者
	前の宅地を	

者 事業参加 又は特定
加組合員 者

含む。)又
は土地に定
着する物件
(施行地区
内の特定仮
換地に存す
る物件であ
つて土地区
画整理事業
の施行に伴
い当該特定
仮換地から
移転し、又

は除却すべ
きもの（以
下「施行地
区内の特定
仮換地から
の移転物件
等」という
。）を除き
、施行地区
内の特定仮
換地への移
転工作物等
を含む。）

	<p style="text-align: center;">第八十三 条第二項</p>
<p style="text-align: center;">者 定事業参加 合員又は特 及び参加組 を有する者 に 関し 権利</p>	<p style="text-align: center;">施行地区内 の土地（特 又はこれ 定仮換地を に定着す 除き、施行 る物件に 地区内の特 関し権利 定仮換地に を有する 対応する従 者</p>
	<p style="text-align: center;">指定宅地</p>

前の宅地を
含む。）又
は土地に定
着する物件
（施行地区
内の特定仮
換地からの
移転物件等
を除き、施
行地区内の
特定仮換地
への移転工
作物等を含

	<p>第一百十条の四第二項</p>
	<p>位置、地積、環境及び利用状況</p>
<p>む。）に關し權利を有する者及び參加組合員又は特定事業參加者</p>	<p>位置、地積、環境及び利用状況（特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の位置、地積、環境及び利用状況）</p>

第四十六条の十五の表第一百十一条の表第七十七条第一項の項下欄の項を次のように改める。

第一百十八条の二第一項 宅地の 宅地（特定仮換地である宅地を除く）

	<p>施行地区内の土地に権原に基づき建築物</p>	<p>き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）の権原に基づき施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>
--	---------------------------	--

第四十六条の十五の表第一百八条の六第二項の項及び第一百八条の六第二項、同条第三項において準用する第七条の二第五項の項を削り、同表第一百八条の十三第三項の項中「若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）を」（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権」に改める。

第四十六条の十六の表第二十一条第三項の項中「又はその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地

又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。」を「(特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）」又はその借地権」に改め、同表第二十五条第三号、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十四条、第四十五条、第四十六条の五、第四十六条の十、第四十六条の十三、第四十八条、付録第一、付録第四の項中「第四十四条」の下に「、第四十四条の二第一項」を加え、「第四十六条の十三中」を「第四十四条の二第一項中「施設建築敷地又は」とある場合及び第四十六条の十三中」に改め、同表第三十三条の項中「第十二号」を「第十七号」に改め、同表第四十六条の九の項中「若しくはその宅地に存する借地権(特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）」を「(特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）」若しくはその借地権」に改める。

(都市再開発法による不動産登記に関する政令の一部改正)

第三条 都市再開発法による不動産登記に関する政令(昭和四十五年政令第八十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一百十条第四項」を「第一百十条第五項、法第一百十条の二第六項」に改め、同条第二項中「第九九条の二第七項」の下に「又は法第九九条の三第六項」を加える。

第六条第一項中「第一百十条第四項」を「第一百十条第五項、法第一百十条の二第六項」に改める。

(建築基準法施行令の一部改正)

第四条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号口中「第六十条の三第一項」を「第六十条の三第二項」に改める。

第三十七條中「第六十条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第三十七條の九の見出しを「(高度利用地区等関係)」に改め、同条中「又は法第六十条の二第一項」を「、法第六十条の二第一項」に改め、「高さに係る部分を除く。」の下に「又は法第六十条の三第一項」を加え、同条第二号及び第三号中「又は都市再生特別地区」を「、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区」に改める。

第三十七條の十二第二項中「第六十条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

(都市公園法施行令の一部改正)

第五条 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第十七条第一号から第三号までに掲げるもの（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された同条第十二項に規定する事項に係るものに限る。）

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第六条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第六十条の三第一項ただし書」を「第六十条の三第二項ただし書」に改める。

第三条第一項第二号中「第六十条の三第一項及び第二項」を「第六十条の三第一項、第二項及び第三項」に改め、同項第十二号中「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項及び第九十五条の二」に改め、同項第三十三号中「第四十五条の十四第三項」の下に「、第四十五条の二十一第三項」を加える。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第七条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「登記及び」を「登記、」に改め、「施行者」の下に「（以下この号において「施行者」という。）」を、「除く。」の下に「及び施行者が行う同法第七条の十一第二項（事業計画）に規定する個別利用区内の宅地に関する権利の処分に係る登記」を加える。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第八条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第六十条の三第一項ただし書」を「第六十条の三第二項ただし書」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第九条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第十四号中「及び都市利便増進協定」を、「都市利便増進協定及び低未利用土地利用促進協定」に改め、「退避施設協定」の下に「及び非常用電気等供給施設協定」を加える。

第一百六十条第六号中「第二十九条第一項第三号」を「第二十九条第一項第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

附 則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行する。